

【就労系サービスを利用される皆さまへ】

不適切なサービスに**注意**してください

就労継続支援A型

雇用契約に基づく就労機会を提供し、必要な訓練等を行う

就労継続支援B型

就労や生産活動の機会を提供し（雇用契約なし）、必要な訓練等を行う

生産活動を提供

公費による支援

原則通所

1 適切な意思決定

注意を要する例

次のものを受け取る

- ✓ 手当、物品
- ✓ 紹介料
- ✓ 祝い金

事業所選びは利用者の本意による意思決定が重要です
そのため、金品等を渡し紹介、誘因などを行うことは禁止されています
(利益供与の禁止)

2 適切な工賃

注意を要する例

- ✓ 収入にならない活動なのに高い工賃
- ✓ 通所するだけでもらえる工賃

受け取れる工賃や賃金は通所先の生産活動収入から経費を除いた額と定められています
事業所が他の収入や公費(給付費)をもとに工賃を高くすることは禁止されています

3 適切な在宅就労

注意を要する例

- ✓ 希望したら必ずできる
- ✓ ほぼ実態のない活動や待機だけ(連絡や支援なし)
- ✓ 在宅コースで誰でも作業可と予めうたう広告

在宅での支援効果が認められると市町村が判断した利用者が対象です
(事業所がすべき対応)
1日2回以上の連絡
1月1回以上の訪問、通所

不適切なサービスを提供する事業所を利用した場合

利用者自身が不正や犯罪に巻き込まれる可能性もあるため

ご注意ください